



# 鳥取県公報

平成 22 年 8 月 10 日 (火)  
号外第 7 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則 (41) (水産課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県海面漁業調整規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

中海海域及び境水道における漁業について、当該漁業に係る漁獲が鳥取県が管轄する海域における漁獲か島根県が管轄する海域における漁獲か区別しがたいときの漁獲成績報告書の提出方法を定める。

## 2 規則の概要

(1) 中海海域及び境水道における漁業について、当該漁業に係る漁獲が鳥取県が管轄する海域における漁獲か島根県が管轄する海域における漁獲か区別しがたいときは、双方の海域に係る漁獲について作成した漁獲成績報告書を提出することとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第41号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（漁獲成績報告書の提出）</p> <p>第61条 略</p> <p><u>2 前項の漁獲成績報告書の提出に当たっては、中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域（以下「対象海域」という。）のうち鳥取県の管轄に属するもの（以下「鳥取県の対象海域」という。）に係る漁業の許可（以下「鳥取県知事の許可」という。）を受けた者で、対象海域のうち鳥根県の管轄に属するもの（以下「鳥根県の対象海域」という。）に係る鳥根県知事の許可（鳥取県知事の許可における漁業に相当する種類の漁業に係るものに限る。）を受けたものは、鳥取県の対象海域における漁獲と鳥根県の対象海域における漁獲を区別することが困難である場合は、対象海域に係る漁獲成績報告書を提出することができるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。</u></p>	<p>（漁獲成績報告書の提出）</p> <p>第61条 略</p> <p>2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。